

令和 8 年度 事業計画書

第 1 活動方針

岩手県交通安全協会（以下「県協会」という。）は、令和 8 年度においても交通事故を減少させ、「安全で快適な交通社会」の実現を目指して、各地区交通安全協会（以下「地区安協」という。）及び関係機関・団体との連携を図り、以下の事業を推進する。

第 2 協力会費の収納業務

盛岡運転免許センター等の窓口業務を通じて、会員の加入促進や地区安協に対する連絡業務を適切に推進する。

- 令和 8 年度、県内の更新予定者数 1 8 7, 4 8 1 人（前年度比＋ 8, 5 3 0 人）

第 3 会員対策の推進

1 窓口業務の推進

盛岡運転免許センターの窓口業務は、入会を勧誘する絶好の機会となることから、誠実・親切な応対を基本として協会への加入を働きかける。

- 交通安全協会（以下「協会」という。）の活動の目的・事例紹介等を盛り込んだパワーポイント映像を運転免許更新者用入口に設置しているテレビで放映し、協会活動に対する理解が得られるよう効果的な広報活動を推進する。
- 窓口に協会の活動を紹介しているポスターを継続して掲示し、協会活動を視覚的にアピールすることで効果的な広報活動を推進する。
- 入会の勧誘に当たっては、希望者に運転免許証ケース、セーフティドライブマップ岩手、反射材を提供するほか、交通安全活動協賛店制度や交通事故見舞金制度、チャイルドシート等の貸し出しなど会員特典についての広報を推進する。

2 交通安全活動協賛店制度の推進

各種会合、イベントなど、あらゆる機会を捉えて会員特典の周知に努めるとともに、新規加入交通安全活動協賛店確保のための協力依頼等に配意した広報活動を継続して推進する。

3 広報活動の推進

協会は、交通安全対策という公益事業を積極的に推進している団体であることを、あらゆる機会を捉えて広報する。

- 警察や県、市町村との連携を図り、交通安全教育資器材を活用した、より教育効果の高い交通安全活動を推進するとともに、協会活動についての理解の促進に努める。
- 各季節の交通安全運動期間を中心に広報・啓発活動を計画的に実施するなど、協会活動に対する理解の促進に努める。
- ホームページ・X の内容をタイムリーに更新することで、協会活動の広報及び運転者等に対する有益な情報の提供を推進する。

第4 交通安全対策の推進

1 活動の重点

警察及び関係機関・団体との連携を図り、岩手県交通安全対策協議会（以下「交対協」という。）策定に係る令和8年度正しい交通ルールを守る県民運動実施要綱に基づき、次の活動を重点項目として推進する。

(1) 運転者の歩行者保護意識の醸成と道路横断者の交通マナーの向上

道路横断中における歩行者の事故を防止するため、運転者による横断者の有無の確認と横断歩道における歩行者優先の徹底や歩行者の横断時における「止まる－見る－待つ」の交通安全行動の遵守、運転者と歩行者の双方による、手を使った意思表示「ハンド・コミュニケーション」の実践を推進する。

「ハンド・コミュニケーション」

横断歩道等において、歩行者は手を上げるなどして横断する意思表示を行い、運転者は横断歩道手前で一時停止後、手を差し出し歩行者に横断を促す意思表示を行うことで、安全に横断することを確認し合うもの。

(2) ライトの早め点灯・反射材用品等の着用

夕暮れ時・夜間の歩行者が関係する事故は、発見の遅れが要因の一つであり、特に9月以降、日没後の重大事故が多発することから、相互に気付き気付かせる「3（サン）ライト運動」を推進する。

「3（サン）ライト運動」

① ライトの早め点灯、原則上向きライト（ハイビーム）走行

※ 9月21日（秋の全国交通安全運動初日）から3月31日の間は、午後4時からのライト早め点灯を呼び掛ける。

② 反射材用品、LEDライト等の着用

③ 右からの横断者、左からの車に注意

(3) 飲酒運転（酒酔い運転・酒気帯び運転）の根絶

少しのアルコールでも運転に影響を与え、また、事故当事者の人生にも多大な影響を与える重大な犯罪である飲酒運転の根絶を目指す。

(4) 自転車の安全利用の推進

自転車の交通違反に対する交通反則通告制度が導入されたことから、車道の左側通行の原則等「自転車安全利用五則」に則った自転車利用時の交通ルールの遵守を徹底するほか、全ての自転車利用者によるヘルメット着用や、適切な点検・整備の実施、自転車損害賠償責任保険又は共済への加入により、安全な自転車利用を推進する。

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3 夜間はライトを点灯

4 飲酒運転は禁止

5 ヘルメットを着用

(5) スピードダウンの徹底

スピードの出し過ぎは、運転者の視野を狭くし、危険の発見や緊急時の判断を遅らせるほ

か、交通事故時の衝撃が大きくなるなど、重大な交通事故をもたらすことから、制限速度を守ることはもちろん、交通環境や道路状況に応じた安全な走行速度の実践を推進する。

2 交通安全活動資料等の作成・配布

各季節の交通安全運動を中心に、ポスターやチラシ等の広報資料を作成し、地区安協を通じて関係機関・団体に配布するなど、広報資料の効率的な活用に努める。

3 交通安全資器材レンタル事業の推進

こどもの自動車乗車中の被害軽減を図るため、チャイルドシート、ジュニアシートのレンタル事業について、さらに整備を促進するとともに、貸し出し時における正しい着用方法についての指導を推進する。

また、交通安全教育DVDのレンタル事業を通じ、団体や事業所、学校の交通安全活動に対する支援と交通安全意識の高揚を図る。

4 会報の発行

年4回発行している機関紙「交通いわて」に地区安協の活動を写真で紹介するとともに、協会の活動が県民に理解され、さらに支援を得られるよう内容の充実に努める。

5 各種メディアを活用した広報活動

(1) 各種広報の中でも効果が大きいテレビ・ラジオを活用した交通安全スポット放送を実施する。

(2) ホームページ・Xに、協会活動はもとより、交通事故防止に関する情報など、事業所や運転者が必要としている交通安全情報をタイムリーに掲載することで、交通安全の知識と協会活動に対する理解を深めるような広報を推進する。

6 参加・体験型交通安全教育資器材の活用

(1) 交通安全教育資器材の貸出

関係機関・団体が主催する各種イベントや講習会等に「クイック・キャッチ」、「クイック・ステップ」等の交通安全教育資器材を貸し出し、交通安全意識の向上を図る。

(2) 高齢者事故の発生実態を踏まえた高齢者対象体験型交通安全講座の推進

警察との連携を図り、「自転車シミュレータ」「クイック・アーム」等の交通安全教育資器材を貸し出すほか、担当する職員を派遣して加齢に伴う身体機能の変化を認識させることにより、身体能力に応じた安全な道路通行方法等を体得できるような体験型交通安全講座を実施することで、交通安全意識の向上を図る。

第5 交通安全競技会及び講習会の開催

1 第54回交通安全こども自転車岩手県大会（共催：岩手県警察本部 後援：岩手県）

競技を通じて交通ルールやマナーを身につけさせ、交通事故の防止を図ることを目的として、7月6日（月）児童を対象に岩手県営運動公園内の交通公園において開催する。

2 二輪車安全運転岩手県大会 2026

（共催：岩手県二輪車普及安全協会 後援：岩手県警察本部）

二輪運転者の安全運転技能の向上と交通安全意識の高揚を図ることを目的として、10月18日（日）岩手県自動車運転免許試験場において開催する。

3 ドライバーズセミナーシニアコース岩手

（共催：日本自動車連盟岩手県支部 後援：岩手県警察本部）

高齢運転者の交通事故防止を図るため、7月4日（土）に岩手県自動車運転免許試験場において、高齢運転者対象の参加・体験型交通安全講習会を開催する。

4 ベーシックライディングレッスン

（共催：岩手県二輪車普及安全協会 後援：岩手県警本部）

二輪運転者の交通安全意識の高揚と運転技能の向上を図るため、5月17日（日）、9月6日（日）の3回、岩手県自動車運転免許試験場において参加・体験型の交通安全講習会を開催する。

第6 各季節交通安全運動等の推進

交通安全運動の実施にあたっては、交対協を構成する関係機関・団体との連携を図り、重点を絞った活動を一元的一体的に推進する。

1 全国運動

(1) 春の全国交通安全運動

- ア 期間 4月6日（月）～4月15日（水）までの10日間
- イ 運動の重点 交通対策本部決定に準ずる。

- ウ スローガン 「おまじない 自分を守る みぎひだり」
- エ 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（金）

(2) 秋の全国交通安全運動

- ア 期間 9月21日（月）～9月30日（水）までの10日間
- イ 運動の重点 交通対策本部決定に準ずる。
- ウ スローガン 「黄昏に 一番星の 前照灯」
- エ 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（水）

2 県民運動

(1) 夏の交通事故防止県民運動

- ア 期間 7月15日（水）～7月24日（金）までの10日間
- イ 運動の重点
 - ① 暑さなどによる過労運転の防止
 - ② 高齢者と夏休み中のこどもの交通事故防止
 - ③ 飲酒運転の根絶
 - ④ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ウ スローガン 「ベルト締め 親子の絆も 結び付く」

(2) 冬の交通事故防止県民運動

- ア 期間 12月15日（火）～12月24日（木）までの10日間
- イ 運動の重点
 - ① スピードダウンの徹底
 - ② 高齢者と冬休み中のこどもの交通事故防止
 - ③ 飲酒運転の根絶
 - ④ 冬道用タイヤ装着の徹底
- ウ スローガン 「急ぐほど 狭まる視野と 増すリスク」

3 自転車の安全利用推進期間

ア 期間 5月1日（金）～5月31日（日）までの1か月間

イ 推進の重点

- ① 歩行者等に配慮した安全利用と全ての自転車利用者によるヘルメットの着用推進
- ② 飲酒運転、携帯電話使用、信号無視、指定場所一時不停止等の危険な行為の禁止
- ③ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

ウ スローガン 「ヘルメット かぶって安全 いただきます！」

第7 交通安全功労者等の表彰

1 警察庁長官・全日本交通安全協会会長連名表彰等の選考・上申

交通栄誉章緑十字金章・銀章（警察庁長官・全日本交通安全協会会長連名表彰）、同銅章（全日本交通安全協会会長表彰）の対象となる交通安全功労者、優良運転者及び交通安全優良団体等の選考及び上申手続きを行う。

2 東北管区警察局長・東北交通安全協会会長連名表彰の選考・上申

東北管区警察局長・東北交通安全協会会長連名表彰の対象となる交通安全功労者、優良運転者、交通安全優良団体等の選考及び上申手続きを行う。

3 岩手県警察本部長・岩手県交通安全協会会長連名表彰の選考（春・秋）

岩手県警察本部長・岩手県交通安全協会会長連名表彰の対象となる交通安全功労者、優良運転者、優良団体等の選考及び表彰を行う。

第8 交通安全活動推進センター事業の推進

岩手県公安委員会から指定を受けた交通安全活動推進センターとして、地域交通安全活動推進委員連絡協議会に関する事務、委員が任務を適切に遂行するために必要な知識等を習得するためのブロック講習会の開催等、必要な支援・協力を行う。

また、道路における交通安全に関する広報活動、道路使用許可に係る道路調査、交通事故の相談業務等の事業を適正に推進する。

第9 委託事業の推進

1 運転免許にかかる講習事業の推進

(1) 人材の確保と講習能力の向上

ア 道路交通関係法令及び安全運転技能に精通した講習指導員の確保に努め、人的基盤の強化を図る。

イ 講習指導員の能力向上を図るため、各センターに対する巡回教養を計画的に実施する。

ウ 安全運転中央研修所及び全日本交通安全協会が主催する各種講習会や研修会に講習指導員を参加させ、その資質及び講習技能の向上を図る。

(2) 更新時講習の充実

優良運転者等講習用のDVDを適宜整備し、講習内容の充実を図る。

また、受講者が、同一水準の講習を受講できるよう適正な会場の確保に努め、パワーポイントの活用、安全運転自己診断の実施などにより特定任意講習内容の充実を図る。

(3) 停止処分者講習の充実

運転適性検査機（ＣＲＴ）及びシミュレータ診断などの教育資器材の効果的な活用を図るとともに、実車指導の能力向上を図る。

(4) 違反者講習の充実

社会参加活動コースについて、より効果が上がる活動場所や時間帯の選定を行うとともに、実車コースを選択した受講者に対しては、法令遵守を重点とする指導を行う。

(5) 原付技能講習の充実

原付免許取得者にとっては唯一の運転技能講習となることから、原付指導員に対する研修を行って講習内容の充実を図るとともに、各センターに配備されている原付自転車及びヘルメット等の更新・整備を推進する。

2 その他の委託事業

(1) 自動車保管場所証明業務

自動車保管場所証明及び同データ入力業務について、個人情報保護の徹底を図るほか、調査・入力業務を適正に推進する。

また、調査業務を担当する職員への研修会を開催するなど、適正な証明事務を行うための指導を徹底する。

(2) 運転免許関係業務

ア 運転免許更新連絡書、高齢者講習受講通知書等の発送業務の推進

運転免許更新者に対する「運転免許更新連絡書」、「高齢者講習受講通知書」、「認知機能検査結果通知書」等の発送業務を適正に行う。

イ 住所地以外の公安委員会を経由した更新免許証代理受領及び郵送業務の実施

優良運転者に対する住所地以外の公安委員会を経由した運転免許証の更新申請について、代理受領及び郵送業務を適切に行う。

(3) 交通公園管理業務

（公財）岩手県スポーツ振興事業団から委託を受けた岩手県営運動公園内交通公園の維持管理及び交通安全指導について、利用者の事故防止に配慮しながら適正に推進する。

第10 部外団体イベント等への後援・協力

交通関係機関・団体等が主催するイベントなどについて必要な協賛、支援を行う。

- 正しい交通ルールを守る運動県民大会（交対協）
- 岩手県交通安全公共パネル展（県屋外広告美術業協同組合）
- 自治体で行う交通安全教室（盛岡市等）
- 自転車対象の交通安全教室（各小学校、中学校、高校等）
- 交通安全キャンペーンなど放送

（テレビ岩手、岩手朝日テレビ、エフエム岩手、IBC岩手放送、めんこいテレビNHK盛岡放送局）

- 高校生交通安全CMコンテスト（交対協及びテレビ局）

第11 その他

1 岩手県交通安全母の会連合会事務局業務

岩手県交通安全母の会連合会の事務局として、県安協との連携を図りながら総会等の適正な運営に努め、交対協からの委託事業「交通安全は家庭から運動促進事業」をはじめとする各種

交通事故防止対策を効果的に推進する。

2 T Sマーク普及のための広報活動

(公財)日本交通管理技術協会との業務契約に基づき、普通自転車の定期的な整備の促進、自転車の安全な利用及び被害者救済を目的とする「T Sマーク」普及のための広報活動を推進する。

3 自転車会員の加入促進

(一財)全日本交通安全協会が募集している自転車会員制度は、自転車利用者の交通安全意識を高め、自転車事故を防止し、自転車の安全利用の実現に寄与する目的であることから、その広報に努める。

※ 自転車会員には、「サイクル安心保険(賠償額1億円)」が付帯する。

4 自転車安全教育指導員の認定等

岩手県自転車安全教育推進委員会が行っている自転車安全教育指導員に対する講習会の開催及び自転車安全教育指導員認定に係る事務を適正に推進する。

5 二輪車安全運転指導員の審査等

岩手県二輪車安全運転推進委員会が行っている二輪車安全運転指導員資格の取得審査を行うほか、委託を受けている原付講習指導員に対する指導能力の向上を図る。

6 交通安全功労者顕彰会の事務

交通安全活動に多大な功労があった交通警察官及び交通指導員を賞揚するため、関係機関・団体で構成された「岩手県交通安全功労者顕彰会」の事務局として、適正な事務処理に努める。

7 県収入証紙の売りさばき事業

運転免許更新申請者や各種講習申込者等の便宜に供するため、県収入証紙の売りさばき事務を適正に実施する。